

第3次 東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

(概要版)



ひとり親家庭の自立支援を的確に、総合的に支援していくために
「第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました

ひとり親家庭では収入、住居、健康の面等で様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念されます。子どものしあわせを考え、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

1. 基本目標

ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、
子育ての喜びが実感できるまち

2. 基本理念

ひとり親家庭が社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもって幸せな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、子どもへの影響（子どもの貧困対策）等も含めて、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、生き生きと安心して子どもを育むことのできるまちをめざします。



3. 基本的な姿勢

- きめ細やかな福祉サービスを提供し、また、その支援等を周知することによって、ひとり親家庭の自立を支援するしくみづくりを進めます。
- ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。

こんなとき、どんな支援が受けられますか？

Q 離婚によってひとり親家庭になりますが、どんな制度があるかわからないので離婚後の生活が不安です。

A 福祉事務所 子育て支援係・市役所 子ども家庭課の母子・父子自立支援員という専門の相談員が相談に応じます。それぞれのお悩みに応じて制度や関係機関を紹介します。困っていることや悩んでいることがあれば、まずはご連絡ください。

Q 仕事はどのように探せばよいでしょうか。

A ハローワークで、きめ細かな職業相談、職業紹介等をおこなっています。また、マザーズコーナーではキッズスペースを設けており、ゆっくりと仕事を探していただくことができます。さらに、母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の親を対象に、就業に関する相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、就業をサポートします。

Q 職業訓練を受けたり、資格を取るために学校に通いたいのですが、金銭的な支援は受けられますか。

A 自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金等の制度を利用できる場合があります。また、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座（パソコン、介護職員初任者研修、簿記等）や面接セミナー等も開催しています。

Q 子育てや教育、進学にかかるお金が不安です。

A 児童扶養手当や奨学金、子どもの就学に関する貸付金の制度がありますので、ご相談ください。

Q 子どもを保育所（園）や認定こども園等に通わせたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 福祉事務所 子育て支援係・市役所 子ども応援課で入所申込みを受け付けています。認定こども園の幼稚園としての利用を希望される方（1号認定）は各施設に直接申込みが必要です。

Q 子どもを預かってほしいとき、安心して利用できるサービスはありますか。

A 保育所（園）での一時預かりやショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援）、ファミリー・サポート・センター等を実施し、子育てのサポートをおこなっています。

Q 子どもや親自身が病気になってしまったときの医療費の助成や、利用できるサービスはありますか。

A ・ひとり親家庭医療費助成制度があります。児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭の方（父、母または養育者とその子）が、医療機関等で医療を受けたとき、健康保険の自己負担分を助成する制度です。（ただし、所得制限等一定の要件があります）

・子どもが病気になった場合は、病児・病後児保育があります。病気やケガの回復期にいたっていない場合に、保護者の勤務などの都合により家庭で保育をおこなうことが困難な小学校3年生までの児童が利用する制度です。（有料）

Q 配偶者（元配偶者）や交際相手から暴力を受けています。どこ（誰）に相談すればよいかわかりません。

A 男女共同参画センターや福祉事務所で相談を受け付けています。相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、ひとりで悩まず、まずはご連絡ください。

東大阪市では、ひとり親家庭のみなさんの自立を支援しています。
市のウェブサイトや冊子「ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ」でも、
各種制度の詳細をご案内しています。



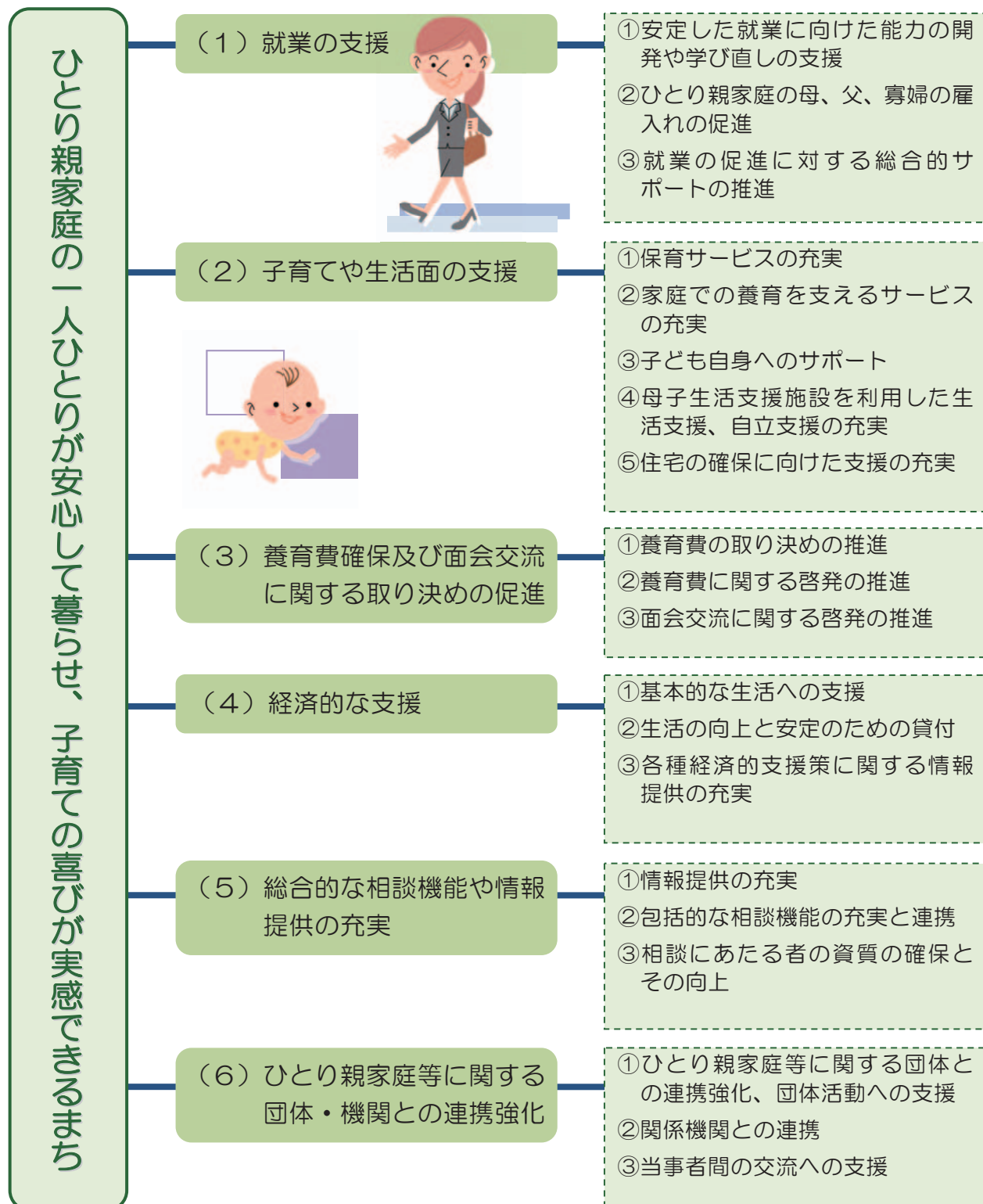
ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいけるよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別・非婚（未婚）等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう支援します。

		支援内容	問合せ先
離別等による生活の激変	離婚前・直後の相談支援	●離婚相談・養育相談	福祉事務所 子育て支援係 男女共同参画センター 母子家庭等就業・自立支援センター
		●法律相談	市政情報相談課
		●母子生活支援施設の入所	福祉事務所 子育て支援係
ひとり親家庭として新たな生活を築き始める時期	生活基盤確保の支援 子育てに関する支援	●公営住宅の申込	府・市住宅担当課
		●児童扶養手当等の申請	国民年金課
		●ひとり親家庭医療費等の助成制度の申請	医療助成課
		●保育所（園）や認定こども園等への入所申込	福祉事務所 子育て支援係・子ども応援課
		●留守家庭児童育成クラブへの入所の申込	各留守家庭児童育成クラブ
		●日常生活支援（ヘルパーの派遣）	子ども家庭課
		●ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター
		●病児・病後児保育	子育て支援課
		●ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援）	福祉事務所 子育て支援係・子ども見守り課
		●市や母子寡婦福祉団体との交流会	子ども家庭課
		●奨学金の利用	教育委員会 学事課 日本学生支援機構 大阪府育英会
		●子育て相談	保健センター 福祉事務所 子育て支援係 保育所 子育て支援センター
		●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	福祉事務所 子育て支援係
		●就業相談	ハローワーク
		●求人情報	ハローワーク マザーズコーナー
生活のリズムが整った時期	就業に関する支援	●就業支援講習会	母子家庭等就業・自立支援センター
		●資格・技能習得の経済的支援	子ども家庭課
		●就労に関するプログラム策定	福祉事務所 子育て支援係
		●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	福祉事務所 子育て支援係
		●日常生活支援（ヘルパーの派遣）	子ども家庭課
その他		●市や母子寡婦福祉団体の交流会	子ども家庭課
		●女性の心理相談（DVを含む）	男女共同参画センター 女性相談センター

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
子ども家庭課	06-4309-3194	東福祉事務所 子育て支援係	072-988-6619
子ども見守り課	06-4309-3197	中福祉事務所 子育て支援係	072-960-9274
子育て支援課	06-4309-3302	西福祉事務所 子育て支援係	06-6784-7982
市政情報相談課	06-4309-3104	東保健センター	072-982-2603
国民年金課	06-4309-3165	中保健センター	072-965-6411
医療助成課	06-4309-3166	西保健センター	06-6788-0085
旭町子育て支援センター	072-980-8871	ハローワーク布施	06-6782-4221
楠根子育て支援センター	06-4306-4151	ハローワークプラザ布施駅前	06-6785-1414
鴻池子育て支援センター	06-6748-8251	マザーズコーナー	
荒本子育て支援センター	06-6788-1055	母子家庭等就業・自立支援センター	06-6762-9498
長瀬子育て支援センター	06-6728-1800	教育委員会 学事課	06-4309-3272
東大阪市子育て相談ダイヤル	072-961-0178	大阪府育英会	06-6357-6272
ファミリー・サポート・センター	06-6785-2625	（東大阪市営住宅）住宅政策室	06-4309-3231
男女共同参画センター	072-960-9206	（大阪府営住宅（東大阪市内））	06-6789-0321
女性相談センター	06-6949-6022	大阪府営住宅布施管理センター	

※子どもからの相談〈子ども専用〉	電話番号
いじめ・悩み110番	06-6732-0110（教育センター）
子どもの悩み相談フリーダイヤル	0120-7285-25（大阪府）

4. 施策の基本的な方向



第3次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画 概要版

発行：平成28年3月

東大阪市子どもすこやか部子ども家庭課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL：06-4309-3194 FAX：06-4309-3817

E-mail：kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp



※この冊子の内容は、平成28年3月時点のものです。今後制度等の変更が生じる場合があります。